2　前項第２号に定める「苦情の処理に係る準則」には、次に掲げる事項が定められていなければならない。
一　苦情の処理の目的
二　苦情の処理の実施体制
三　苦情の処理を行う組織の責務
四　苦情の処理の結果の記録及び保存並びに集計結果の公表に関する事項（苦情の処理の結果の記録及び集計結果の公表の様式は、別記様式第２号に準じて作成しなければならない。）
五　人材育成のための研修に関する事項
六　取り扱う苦情の範囲
七　苦情の処理に係る業務についての監査
八　苦情の処理の受付窓口に関する事項
九　苦情の処理に係る手続に関する事項
3　第１項第３号に定める「対象事業者に対する情報の提供に係る書類」には、次に掲げる事項が定められていなければならない。
一　情報の提供の目的
二　情報の提供の実施要領
4　第１項第４号に定める「業務についての実施の方法を記載した書類」には、次に掲げる事項が定められていなければならない。
一　対象事業者に対して個人情報保護指針を遵守させるため必要な指導、勧告その他の措置をとる体制に関する事項
二　「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」（平成29年個人情報保護委員会告示第１号）に基づく対象事業者における個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応に関する事項
三　その他必要な業務の目的及び実施要領
（業務の適正かつ確実な実施のための知識及び能力を明らかにする書類）
第５条　令第19条第２項第４号に掲げる「認定の申請に係る業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力を有することを明らかにする書類」は、次に掲げるものでなければならない。
一　認定業務を行う組織の概要
二　認定業務の組織の責任者の氏名及び役職並びに職務経歴等に関する事項
（経理的基礎を証する書類）
第６条　令第19条第２項第５号に掲げる「最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類」は、次に掲げるものでなければならない。
一　過去２年程度の事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）
二　認定業務を実施する３年程度における収支の見込み及びその算出根拠
（認定の基準）
第７条　認定は、令第19条第１項に規定する申請書及び同条第２項各号に掲げる添付書類に記載された事項について審査し、次の各号のいずれにも適合していると認められるときに行う。
一　法第49条第１号関係
イ　認定業務を行う組織及びその運営について明確かつ合理的に定められており、次のいずれにも適合するものであること。
⑴　認定業務の実施に際して知り得た情報を認定業務の用に供する目的以外に利用しないことについて適切かつ明確に定められていること。
⑵　認定業務の実施状況について、少なくとも、年１回、個人情報保護委員会に報告することとしていること。
ロ　個人情報保護指針が「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第６号）、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第７号）、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第８号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第９号）その他個人情報の保護に関する法律に係る告示等に準拠していること。
ハ　苦情の処理に係る業務について、次のいずれにも適合するものであること。
⑴　当事者の一方に偏することなく公平に業務が実施される体制が確保されていること。
⑵　対象事業者が確実に苦情の処理に応じることが確保されていること。
⑶　苦情の処理について公正な第三者の意見を踏まえることができる体制が整備されていること。
ニ　対象事業者に対する情報の提供の方法について、次のいずれにも適合するものであること。
⑴　情報の提供の目的が、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要なものであること。
⑵　情報の提供の目的を達成するために必要な実施内容、実施の体制及び実施の計画が整備されていること。
ホ　法第47条第１項第３号に規定する業務について、次のいずれにも適合するものであること。
⑴　対象事業者に対して個人情報保護指針を遵守させるための指導、勧告その他の措置を行う体制が整備されていること。
⑵　対象事業者における個人データの漏えい等の事案が発生した場合の対応（個人情報保護委員会への報告を含む）が適正かつ明確に定められていること。
⑶　その他必要な業務の目的が、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要なものであること。
⑷　その他必要な業務の目的を達成するために必要な実施内容、実施の体制及び実施の計画が整備されていること。
二　法第49条第２号関係
イ　認定業務を適正かつ確実に行うための組織が存在すること。
ロ　認定業務を適正かつ確実に行うために必要かつ適切な人員等を整備していること。
ハ　認定業務を相当な期間維持することが可能な程度に経営状態が良好であること。
ニ　債務超過の状態にないこと。
三　法第49条第３号関係
認定の申請に係る業務以外の業務を行っている場合には、当該業務を行うことによって認定の申請に係る業務が不公正になるおそれがないこと。
（重要事項の変更の届出）
第８条　認定個人情報保護団体は、令第19条第１項各号に掲げる事項又は同条第２項第２号から第４号まで、第６号若しくは第８号に掲げる書類に記載した事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨（同項第３号に掲げる書類に記載した事項に変更があったときは、その理由を含む。）を記載した別記様式第３号による重要事項変更届出書を個人情報保護委員会に提出しなければならない。
2　前項の重要事項変更届書には、変更後の書類（令第19条第２項第２号から第４号まで、第６号又は第８号に掲げるものに限る。）を添付しなければならない。
3　令第19条第２項第３号に掲げる書類のうち、法第53条第２項の規定による個人情報保護指針の変更の届出は、委員会規則第24条で定める様式によりしなければならない。